

防災・減災、国土強靱化対策の 更なる推進について

令和7年8月26日
中四国サミット

防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進について

近年、気候変動の影響を受けた水害や土砂災害の激甚化・頻発化に加え、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震の切迫性が指摘されており、住民生活の安全・安心が脅かされる災害リスクが増大している。

昨年1月に発生した令和6年能登半島地震や同年9月からの同地域における線状降水帯を伴う大雨では、半島という地形的な特徴から被害状況の把握や救援、物資搬入に支障が生じるなど、中国・四国地方に通じる課題が浮き彫りとなった。

また、本年1月に政府地震調査委員会により南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率がこれまでの「70%～80%」から「80%程度」に引き上げられることが公表され、同年3月には中央防災会議から南海トラフ巨大地震の新たな被害想定が発表されたところであり、極めて広域かつ甚大な被害が想定される巨大地震の切迫性が高まりを見せている。

さらに、本年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故で、高度経済成長期に整備された全国のインフラ老朽化が加速度的に進行していることが露見され、大規模自然災害に備える上でも老朽化対策が急務となっている。

このような中、地域住民の尊い命を守り、助かった命をつなぐため、風水害や南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害への備えをこれまでよりも一段と加速化・深化させ、発災後の速やかな復旧・復興対策についても一層の充実を図る必要があることから、以下の事項を強く提言する。

1 国土強靱化対策の更なる推進について

大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するために、防災・減災、国土強靱化の取組は、一層重要となっており、地域の実情に応じたハード・ソフト両面からのきめ細かな対策の推進が急務となっている。

国においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に続く計画として、令和12年度までを期間とする「第1次国土強靱化実施中期計画」を策定し、引き続き、地方とともに国土強靱化の取組を推進することとしている。

中国・四国地方においても、これまでの5か年加速化対策等により、高規格道路ネットワークのミッシングリンク解消や流域治水に資する治水事業などの社会基盤整備を推し進めているものの、必要な対策は多く残されており、国土強靱化の取組を継続的・安定的に推進する必要がある。

とりわけ、南海トラフ地震等による甚大な被害の発生も懸念されることか

ら、大規模自然災害に備えた国土強靱化の取組を更に加速化・深化することが求められている。

- (1) 5か年加速化対策後も国土強靱化施策を更に加速化・深化するため、近年の資材価格や人件費高騰等の影響を適切に反映した上で、必要な予算・財源を、当初予算を含め、通常予算とは別枠で確保し、社会資本整備関係予算の総枠を拡大するとともに、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、対策の初年度となる令和8年度については、令和7年度補正予算により速やかに必要な措置を講ずること。
- (2) 「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」について、「実施中期計画」に位置付けた施策を対象とするとともに、令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業債」の期限を延長すること。

2 能登半島地震の教訓を踏まえた防災・減災対策の推進について

能登半島地震の被災地では、木造住宅が多数倒壊するなどにより16万棟を超える住家被害が生じたほか、停電や道路の寸断、断水、通信途絶などにより「情報把握」や「被災地支援」に支障が生じるなど、様々な課題が浮き彫りとなっている。

また、中国・四国地方各県からは、職員の派遣や救援物資の提供など、様々な支援を行うとともに、これらの支援を通じ、現地から多くの教訓を得ているところであり、これら能登半島地震の教訓を踏まえた対策の推進が急務となっている。

- (1) 南海トラフ地震等の大規模地震に備え、県や市町村が実施する防災・減災対策の更なる充実強化を図るため、「緊急防災・減災事業債」の期限延長、適用対象拡充のほか、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を令和7年度以降も継続するとともに、本年7月のカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波では、真夏の酷暑により避難の際に体調不良者が多数発生したことから、避難所環境の改善・向上を加速化させるために、工事を伴う設備等にも対象事業を拡充するなど、財政支援措置の充実を図ること。
- (2) 近年の人件費・資材価格が高騰している中でも、着実に木造住宅の耐震改修を進めるため、住宅・建築物耐震改修事業における補助制度の拡充等を含めた、積極的な財政支援を実施すること。

- (3) 能登半島地震の対応を十分に検証し、陸路、海路、空路によるあらゆる手段を活用して、迅速な救助活動が行えるよう支援体制を強化するとともに、自治体における受援計画の作成・見直しや物資・人員の受入れなど受援体制の整備等に対する支援を充実・強化すること。
- (4) 半島地域の地理的特性を踏まえた防災対策を推進するため、道路・港湾施設・上下水道施設の整備や住宅の耐震化、避難所の防災設備の整備や通信機能の耐災害性の強化、漁港施設・共同利用施設の整備などに対する財政措置を強化すること。
- (5) 災害時の応急・復旧活動に効果的な「衛星インターネット通信機器」や給水・衛生設備（循環式シャワーシステム、トイレカー、ランドリーカー）等の「防災装備品」については、「防衛装備品」と同様、国が主体となり、全国の地域ブロック毎に必要な数を配備するとともに、自治体が導入する場合の財政支援を一層拡充すること。
- (6) 大規模自然災害発生時における「命の水」を確保するため、採択要件の緩和や補助率の1／2以上への引上げなど、「上下水道施設の耐震化・老朽化対策」に対する支援制度を強化すること。
- (7) 災害救助法に基づき、避難所として旅館、ホテル等を供与した際、避難者が利用した客室について、汚損や生活臭が生じた場合は、原状回復に係る費用を補償すること。

3 潮位観測施設の維持・増設及び日本海側の海域活断層の評価について

令和6年能登半島地震では地震の発生から3時間以上遅れて津波の最大波が観測されるなど、地形的な要因により特徴的な動きがみられたほか、本年7月のカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波では、太平洋沿岸を中心に国内の多数の地点で津波が観測されたことから、津波研究の推進及び津波監視体制の強化が必要である。

- (1) 津波観測にも資する国土地理院の潮位観測施設24箇所のうち22箇所（中国・四国地方では、鳥取県、山口県及び高知県で各1箇所）については、令和8年3月末までに運用終了予定とされているが、全国的に津波監視体制が脆弱化し、また、日本海側の潮位観測施設はもともと少ない状況であるにもかかわらず、国土地理院の運用終了により更に減少するため、迅速な被害状況の把握、的確な災害応急対策、事後検証等に

も支障が生じかねないことから、適切ではない。

津波対策の推進に関する法律において、国は津波の観測体制の強化に努めなければならないとされていることから、潮位観測施設の維持・増設を図ること。

- (2) 令和6年8月に公表された「日本海側の海域活断層の長期評価 一兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖一」については、一部の項目（海域活断層の位置・長さ・形状・地震の規模等）が前倒しして公表されたものの、地震発生確率は評価されていないことから、近畿・北陸以北の日本海における海域活断層の長期評価の早期公表及び日本海側の地震調査の推進を図ること。また、日本海側の津波の挙動メカニズム及び海底地形の調査など日本海側の津波研究を進めること。

4 南海トラフ地震対策の推進について

南海トラフ地震を巡っては、令和6年8月の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表、令和7年3月の巨大地震の新たな被害想定公表、同年4月の総務省の「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン（以下「AP」という。）」の施行など、周辺環境の変化がみられるが、今後30年以内の発生確率が80%程度であることを踏まえると、対策を一層推進する必要がある。

- (1) APにおいて、即時応援県等の職員（市町村職員を含む。）が確実に被災地域まで進出できるよう、APを定めた国の責任において、自衛隊等の実動組織や民間の航空・船舶会社等と調整し、輸送スキームを事前に構築するほか、現地での応援活動にあたっても、国も積極的に助言・調整役を果たすことで、APが円滑かつ確実に運用される体制とすること。
- (2) 過酷な被災状況下でも、一定期間、自己完結型で活動ができるよう、拠点機能を有する車両の確保に加え、平時における資機材・設備整備、研修、訓練、人材育成、被災者受入体制整備等の経費について、十分な財政措置を講ずること。

5 林野火災の発生予防・対応力強化について

令和7年に入り大規模な林野火災が全国的に多発し、3月には岡山市や愛

媛県今治市をはじめ、中国・四国地方においても林野火災が発生しており、資機材の充実強化や予防意識の啓発など、ハード・ソフト両面の対策が必要である。

- (1) 森林面積が国土の3分の2を占める我が国では、林野火災を起こさないことが極めて重要であることから、地方では火災予防に取り組んでいる。林野火災に対する予防意識の更なる醸成のため、国においても火災予防の啓発宣伝を一層強化すること。
- (2) 令和7年2月から4月にかけて全国で多発した林野火災を踏まえ、延焼拡大の要因・メカニズムを分析した上で、効果的な対策の検討及び森林・林道等の適正な維持管理に対して積極的な支援を行うとともに、延焼拡大阻止に向けた早期の緊急消防援助隊や自衛隊等への支援要請のため、国において都道府県とより迅速に緊密な調整等を行えるよう、平素からの情報共有・連絡体制の充実を図ること。
- (3) 水利不足が懸念される林野火災特有の状況に対応可能な消防職団員及び緊急消防援助隊用の車両・資機材並びに消防防災ヘリコプター用の資機材等の整備に対する財政支援の充実を図ること。
- (4) 林野火災発生後は、樹木が焼けて山の保水力が低下し、延焼した斜面での土砂流出等の土砂災害の危険性が高まることから、発災後早期に二次災害防止対策に着手できるよう財政支援を行うとともに、林野火災によって焼失した森林機能の早期回復のため、植栽工や治山ダムなどの防災林造成をはじめとする復旧・復興事業の計画的、継続的な実施に必要な予算を確保すること。

令和7年8月26日

中四国サミット

鳥取県知事 島根県知事 岡山県知事 広島県知事 徳島県知事 香川県知事 愛媛県知事 高知県知事
(一社)中国経済連合会会長
四国経済連合会会長

平井 井山 伸達 治也
丸山 達隆 也太
伊原木 英嗣 彦
湯崎 正 政
村藤 田 純
後田 正 人
池田 豊 広
中村 時 司
濱田 省 茂
芦谷 井 介
長井